

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、Aに雇用され、平成〇年頃からはB所在のC店（以下「事業場」という。）において、D部次長として勤務していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、30kg入りの米袋を肩に担いで搬送していたところ、下腹部に異常を感じたとして、翌〇日、E病院を受診し、「右鼠径ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁
（略）

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日に「下腹部の右側の腫れ」を自覚し、同月○日、E病院を受診し本件疾病と診断されているが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件疾病は、転倒や下腹部の打撲などといった外力が直接介在した災害性の原因によるものとは認められないと判断する。

したがって、請求人の本件疾病が業務に起因して発症したものと認められるためには、決定書理由に説示するとおり、「重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱」に該当することが必要である。なお、重激な業務とは、「重量物を間断なく取り扱う港湾荷役作業等の重筋作業に係る業務又はこれに匹敵する程度の身体局所に過度の負担が急激にあるいは持続的に加わる業務」(以下「重激業務」という。)をいうとされている。

(2) そこで、請求人が本件疾病の発症の原因となったと主張する作業についてみると、平成○年○月○日午前○時○分過ぎから1袋30kgの米袋をトラックの荷台から10m程度離れた倉庫へ運び込む作業及びワンボックスカーに積み込み、保冷庫に積み上げる作業(以下「本件作業」という。)を同僚4名と共にしたという。その後、請求人は午後○時○分頃米袋を持ったときに下腹部が「ぐにゅぐにゅする感じ」があり、トイレにて確認したところ下腹部の右側が腫れていたが、腫れに気づいた後も作業を続け、午後○時に事業場を閉店し、後片付けや売上げの確認などの事務作業を行なったということであり、請求人は、本件作業開始後4時間程度で自らの身体の異常に気付いたものである。そうすると、本件作業においては、米袋を担ぐ作業など身体に一定の負担がかかる作業もみられるものの、米袋の運搬に当たっては台車やフォークリフト又は自動車も使用しており、その作業内容、作業時間からすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件作業は重激業務とは認められないものと判断する。

(3) また、本件における医学的見解をみると、F医師は、平成○年○月○日付け意

見書において、疾病の原因について「不詳」との所見を述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件疾病と請求人の従事した作業との間の相当因果関係を否定している。当審査会としても、G医師の意見は医学的にみて妥当であり、さらに、請求人の就労内容に鑑みると、本件疾病と業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) したがって、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。